

令和8年度 「にいがたベトナムフェスティバル」 事業業務委託仕様書

1 業務名

令和8年度 「にいがたベトナムフェスティバル」 事業業務委託

2 業務実施期間

契約締結日から令和9年3月31日（火）まで

3 業務の目的

新潟県における在留外国人数は、国籍・地域別でベトナムが最も多く（令和7年6月末時点）、就労者や留学生等のベトナムからの外国人材が増えていく中で、より深い相互理解の促進が求められている。また、県では令和5年にベトナムビンロン省及びタインホア省と交流協力に関する覚書を締結し、人材交流等を進めることとしている。

こうした中、「にいがたベトナムフェスティバル」を開催し、ベトナムの文化に触れ親しむ機会を提供することにより、国際理解の促進を図るとともに、県内在住のベトナムからの就労者等との交流の場を提供することにより、多文化共生やベトナムとの交流の推進を図るものである。

本目的を踏まえ、多文化共生等の推進を図るため、「にいがたベトナムフェスティバル」事業業務委託の受託事業者を公募型プロポーザル方式により選定する。

4 業務の内容

(1) 開催日時及び場所

- ① 開催日時：令和8年10月11日（日）、12日（月・祝）の2日間
- ② 開催場所：ハイブ長岡（長岡産業交流会館）

※国際理解の促進が県内広域で展開できるよう、令和8年度は長岡市開催とする。

※大展示ホール「Arena」は2/3（1,848㎡※実質有効スペース）利用での提案とすること。

(2) 委託業務内容

受託事業者は、本仕様書に基づき「にいがたベトナムフェスティバル」を開催するものとする。なお、本イベントは、県民のベトナムに対する理解促進等を目的として、ベトナム関連のプログラム（ベトナムステージイベント、ベトナム文化体験）を中心に構成するものとする。在県外国人（ベトナム等）に対しても日本への理解を深めてもらえるよう、日本関連プログラム（日本ステージイベント、日本文化体験）も一部取り入れることとする。具体的な内容については（以下のとおり）、事業者からの企画提案を踏まえ県と協議の上、決定する。

① 会場設営及び撤去作業

- ・ イベント会場でのステージ及び出店ブース等の設営、撤去を行うこと。
- ・ 会場担当者との連絡調整を行うこと。

② 会場の装飾

- ・ 事業の趣旨にふさわしい装飾(BGM含め)とし、会場全体をバランス良く、一体的に配置すること。

③ オープニングセレモニー

- ・ 原則、初日に30分程度でオープニングセレモニー（主催者挨拶、ステージパフォーマンス等）を実施すること
- ・ 進行に必要な資料（シナリオ、場面転換図等）、機材、スタッフ等を準備し、当日運営を行うこと。
- ・ オープニングセレモニー内のプログラムとして、歌唱、ダンス等のパフォーマンスを実施できるよう、音響・映像設備の準備、操作を行うこと。

④ 出店販売

- ・ 出店ブースは事前に県と調整の上、受託事業者により選定することとし、飲食、雑貨など必要数（6店舗以上（飲食5店舗以上））を設置すること。
- ・ 出店者との連絡調整を行うこと。
- ・ 出店者に対する事前説明等を実施すること。
- ・ 来場者用のゴミ捨て場の設置・管理を行うこと。
- ・ ガソリン、ガス、電気、食品営業許可等、必要な許認可等について対応すること。
- ・ 各出店者別の日ごとの売上額を新潟県に報告すること。
- ・ 受託事業者が出店者から徴収する出店料は、販売品が適切な価格となるよう出店者と調整すること。

⑤ 体験プログラム・ステージ企画の実施

- ・ 集客に繋げ、当該事業を盛り上げるため、会場で日本人と外国人（ベトナム人等）が交流できるイベントや、ベトナム及び日本の文化を双方に紹介・体験できるプログラム、ステージ企画を提案すること。
- ・ 体験プログラム・ステージ企画に係る出演者募集・交渉、連絡調整、及び当日の運営を行うこと。

⑥ 広報の実施

- ・ 日本人と外国人（ベトナム人等）の集客が見込める具体的な広報を実施すること（ポスター、リーフレット、外国人を採用している企業へのPR等）
- ・ その他、SNS等を活用したPR方法を提案し、実施すること。

⑦ 協賛企業の募集

- ・ 民間企業から協賛商品を募り、来場者へのインセンティブ等として活用し、誘客の促進を図ること。

⑧ 全体行事の運営

- ・ 各プログラムの進行管理及び新潟県との連絡調整のため、開催当日は、会場運営責任者を現場に常駐させること。

⑨ 県内関係団体・在住ベトナム人との連携

- ・ イベントの企画・実施に当たっては、県内のベトナム関係団体や在住ベトナム人との連携を図ること。

⑩ 県の多文化共生に係る取組への協力

- ・ 本イベントに付随して実施する県と市町村や国際交流団体等との多文化共生に係る取組に対して広報や集客等の協力をすること。

※オープニングセレモニーの司会（日本語及びベトナム語）及びポスター等に必要なベトナム語の翻訳について、県が無償で対応することができる。

5 業務の管理と報告

- ・ 業務の履行状況について報告を求められた場合は、県の定める方法により速やかに報告すること。
- ・ 必要に応じて、県から求められるデータの収集や集計、分析等に対応すること。

6 実績報告及び成果品

受託者は、委託業務完了後すみやかに実績報告書及び成果品を県に提出すること。

7 その他

- (1) 業務の遂行にあたっては、県との十分な協議を行い、業務を誠実に履行すること。
なお、仕様書に明記されていない事項や内容等に変更が生じる場合は、その都度協議のうえ、誠実に履行すること。
- (2) 受託者は本業務の遂行に当たり、関連する法令等を遵守し、業務を円滑に進めること。
- (3) 当該業務で知り得た企業や個人に関する情報の管理について、紛失や漏洩等が発生しないよう、取り扱いに十分に注意すること。
- (4) 成果物は、発注者において自由に二次利用（印刷物の制作、ホームページの掲載等）できるものとする。
- (5) 成果物の一部に第三者が権利を有する著作物を使用する場合は、所有権、著作権、利用権に関して必要な手続きを行い、使用料等の負担及び責任は受託者において負うものとする。
- (6) 本業務により得られた成果物及び資料・情報等は、受託者は発注者の許可なく他に公表、貸与、使用、複写、漏洩をしてはならない。